

2019年8月吉日

会員各位

消費税法改正に伴う対応のご案内

残暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、2016年4月の消費税法改正により、2019年10月1日消費税率10%が施行される予定でございます。それを受け、弊社における消費税の取り扱いについて、下記の通り対応させていただくこととなりました。

内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

現行 : 税抜価格+消費税8%

改定後 : 税抜価格+消費税10%

適用 : 2019年10月度対象分より

お取引 : 消費税をお預かりするすべてのお取引

(各種会費 利用料 有料サービス ショップ商品など)

【月払い会費の取扱いについて】

2019年10月以降の月会費は10%の消費税をお預かりいたします。

※ プレミアム会員年契約の会費につきましても、2019年10月以降分より10%の消費税をお預かりいたします。

【年払い契約ロッカーの取扱いについて】

年払い契約ロッカーにつきましては、次回更新時お支払い時より、10%の消費税をお預かりいたします。

【軽減税率への対応及び現在税込表記の商品・サービスについて】

価格が変動するものがございましたら、別途告知させていただきます。

宝持会 総合健康づくりセンター

Holly EIWA 支配人 柰谷 保夫